

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成24年5月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川(東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域)	投網	平成24年6月1日から同月30日まで
2 勝田川(東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域)	投網	平成24年6月1日から同月30日まで